

通所介護・介護予防型 まどかⅡ番館デイサービスセンター 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定第 2670917562 号)

当事業所は契約者に対して通所介護・介護予防型サービスを提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1.施設経営法人.....	2
2.事業所の概要	2
3.職員の配置状況	3
4.当事業所が提供するサービスの概要	3
5.利用料金.....	5
料金表.....	6
6.通所介護計画の作成.....	10
7.サービス利用に当たっての留意事項	10
8.利用の中止・変更・追加	10
9.ケガ、病気について	11
10.緊急時の対応について.....	11
11.契約の終了について	12
12.非常災害対策について.....	13
13.秘密保持	13
14.事故発生時の対応について	13
15.個人情報の取扱いについて.....	14
16.記録の整備	14
17.身体拘束の禁止について.....	14
18.苦情の受付について.....	15

1、施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 永山会
(2) 法人所在地 京都市伏見区下鳥羽但馬町 150 番地
(3) 電話番号 075-605-1026
(4) 代表者氏名 理事長 津田 知宏
(5) 設立年月 平成6年11月18日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
(平成30年4月16日指定 京都市 133号)
- (2) 事業所の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持・要介護状態への予防並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 まどかⅡ番館デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 京都市伏見区下鳥羽南円面田町 122 番地
- (5) 電話番号 075-612-1100
FAX番号 075-612-1180
- (6) 管理者氏名 星川 光
- (7) 当事業所の運営方針 **法人理念『明るく、楽しく、美しく』**
みなさまが楽しく健やかに生活していただけるよう、温もりのある暖かな雰囲気作りを心がけています。
- (8) 開設年月 平成30年04月16日
- (9) 通常の事業の実施地域
通常の事業の実施地域は、板橋学区、南浜学区、下鳥羽学区、横大路学区、久我学区、羽束師学区、久我の杜学区、納所学区など
- (10) 営業日、営業時間及び利用定員

営 業 日	月曜日～金曜日(但 12/31、1/1～1/3 までを除く)
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時15分
利 用 定 員	1日20名(通所介護・介護予防を含む)
受 付 時 間	営業時間内受付します。

3、職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護・介護予防型デイサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

4、当事業所が提供するサービスの概要

職 種	職務内容	人数
1. 管理者	事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員の事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指示命令を行う。	1名 (兼務)
2. 生活相談員	利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。	1名
3. 介護職員	利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。	3名
4. 看護職員	利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。	1名
5. 機能訓練士	機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。	1名
6. 管理栄養士	利用者の心身の状況等に応じて、摂食・嚥下機能に関する訓練、指導を行う。	1名 (兼務)

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 生活相談員	午前 8 : 30 ～ 午後 5 : 30
2. 介護職員	午前 8 : 30 ～ 午後 5 : 30
3. 看護職員	午前 8 : 30 ～ 午後 5 : 30
4. 機能訓練士	午前 8 : 30 ～ 午後 5 : 30
5. 管理栄養士	午前 8 : 30 ～ 午後 5 : 30

当事業所では、利用者に対して以下のサービス提供をします。

＜介護保険給付対象サービス＞

以下のサービスについては、利用料金の7割～9割が介護保険から給付されます。

① 食事の介助及び栄養管理

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事の準備、介助を行います。
- ・食材料費と調理コスト相当額については実費負担になります。
- ・食事時間…12 : 00～13 : 00 頃

② 入浴

- ・ご希望により入浴行います。
- ・体調あるいは入浴拒否により入浴できない際もあります。無理強いは出来ませんのでご了承下さい。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した介助を行います。

④ 健康状態のチェック

- ・看護職員が健康状態のチェックを行います。

⑤ 送迎

- ・居宅と事業所との間の送迎を行います。

⑥ 選択サービス（ご希望により実施）

- ・機能訓練 専従の機能訓練士により機能訓練計画を作成し、実施します。利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の訓練またはその減退を防止する為の訓練を実施します。

<介護保険の給付対象外サービス>

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用

- ・利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
- ・実費相当額の範囲内にて負担していただきます。

② おやつ

- ・希望によりおやつを提供させていただきます。

③ レクリエーション、クラブ活動

- ・利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

- ・利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用

おむつ代： 実費

⑥ 各種証明書発行

（※実費負担分は消費税法上の課税取引に該当します。）

5、利用料金

＜介護保険給付による料金＞

(1) 通所介護

サービス利用料金(1回あたり)

料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

(サービス利用料金は、利用者の要介護度、負担割合に応じて異なります。)

(2) 介護予防型

サービス利用料金(1ヶ月あたり)

料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

(サービス利用料金は、利用者の要支援度、負担割合に応じて異なります。)

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(1) 通所介護（一回の利用料）

3 時間以上 4 時間未満

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	387 円	442 円	501 円	557 円	615 円
2 割負担	774 円	884 円	1001 円	1114 円	1229 円
3 割負担	1160 円	1326 円	1502 円	1671 円	1844 円

4 時間以上 5 時間未満

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	406 円	464 円	525 円	586 円	645 円
2 割負担	811 円	928 円	1049 円	1171 円	1290 円
3 割負担	1217 円	1392 円	1574 円	1756 円	1935 円

5 時間以上 6 時間未満

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	596 円	704 円	812 円	920 円	1029 円
2 割負担	1192 円	1407 円	1624 円	1840 円	2057 円
3 割負担	1787 円	2110 円	2436 円	2759 円	3085 円

6 時間以上 7 時間未満

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	611 円	720 円	832 円	942 円	1054 円
2 割負担	1221 円	1440 円	1664 円	1883 円	2107 円
3 割負担	1831 円	2160 円	2496 円	2825 円	3160 円

個別機能訓練加算 I イ			
1 割負担	59 円		
2 割負担	117 円		
3 割負担	176 円		
入浴介助加算 I		入浴介助加算 II	
1 割負担	42 円	1 割負担	58 円
2 割負担	84 円	2 割負担	115 円
3 割負担	126 円	3 割負担	173 円

(2) 介護予防型（一カ月の利用料）

	入浴あり	入浴なし		入浴あり	入浴なし
週 1 回程度			週 2 回程度		
1 割負担	1879 円	1670 円	1 割負担	3784 円	3366 円
2 割負担	3758 円	3340 円	2 割負担	7568 円	6732 円
3 割負担	5637 円	5010 円	3 割負担	11352 円	10098 円

生活機能向上連携加算	
1 割負担	105 円
2 割負担	209 円
3 割負担	314 円

(3) 共通項目

処遇改善加算Ⅱ		9.0%
科学的介護推進体制加算		
1 割負担	42 円	
2 割負担	84 円	
3 割負担	126 円	

<介護保険の給付対象とならないサービス料金>

	自己負担額
昼食費	5 5 0 円
おやつ代	1 5 0 円
クラブ活動・行事費	材料代等の実費
複写代	1 0 円
各種証明書発行代	3 0 0 円
おむつ代	実費

(3) 利用料金のお支払い方法

前記利用料・費用は、ご利用月毎に計算し、窓口での現金払いか当施設指定口座への振り込みとなります。

6、通所介護計画の作成

- (1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護サービスを提供します。
- (2) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した（介護予防）通所介護計画を作成します。
- (3) それぞれの利用者に応じた（介護予防）通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明します。
- (4) 通所介護サービスを提供した際には、事業の提供日及び内容等について、必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載します。

7、サービス利用に当たっての留意事項

サービスの利用に当たっては、下記の事項をお守り下さい。

- (1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状態に応じたサービスの提供を受けるようにして下さい。
- (2) サービス初回利用や更新の際は、介護保険証、負担割合証を提示して下さい。
- (3) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (4) 喫煙は敷地内禁煙となっておりますのでご遠慮下さい。
- (5) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- (6) 所持金品は自己の責任で管理して下さい。
- (7) 施設内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営業活動はご遠慮下さい。

8、利用の中止・変更・追加

- (1) 利用前日までに利用者、その家族に風邪症状等（特にインフルエンザ・ノロウイルス）ございましたら事業所に連絡してください。
熱発（37℃以上）、風邪症状（鼻水・咳・下痢・嘔吐・食欲不振その他いつもと違う様子）であれば利用中であっても帰っていただくことがあります。
- (2) 利用者は、利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護・介護予防通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出ることとします。
- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- (4) 疾病等で長期の利用休止（1ヶ月以上）をされ当事業所を再利用となられる場合には、ご希望の利用日（ご利用になっておられた曜日・利用回数）に添えない場合がございます。更に3ヶ月以上利用休止となられた場合には一旦契約の終了となる場合がございます。

9、ケガ、病気について

- (1) 介護に際して職員は細心の注意をはらっていますが、予測し得ない事故が起こることがあります。そのような場合には責任は負えません。
- 例えば ①機能訓練やレクリエーション等の歩行時の転倒。
②少しの段差により転倒し骨折する。
③状態に合った食事を提供しているにも関わらず、喉に詰まらせるなどして誤嚥する等。
- (2) 集団生活上、風邪等の感染の問題が起こり得ます。
- (3) 所持機能を維持し、レベルアップをはかるため個別のプログラムを立て援助を行いますが、加齢に伴い家族の希望に添えないような機能低下や認知症状が発生することもあります。
- (4) 交通事情により送迎時間が多少異なることがあります。又、送迎車の運転については細心の注意を払いますが、急ブレーキ等避けられない事故が起こる可能性があります。車酔い等は事前に連絡して下さい。

10、緊急時の対応について

サービス利用中の緊急受診に関しては、家族の付き添いをお願いしています。

- ① 原則としてサービス利用中の定期的な病院受診は行っておりません。
- ② サービス利用中に病状の急変があった場合は、速やかに協力医療機関、救急隊、緊急連絡先（家族等）、居宅サービスを作成した居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。
- ③

協力医療機関

医療機関の名称：宇治徳洲会病院	京都府宇治市槇島町石橋 145 番地 T E L 0774 - 20 - 1111
伏見桃山総合病院	京都府伏見区下油掛町 895 番地 T E L 075 - 621 - 1111
大島病院	京都市伏見区桃山町泰長老 115 T E L 075 - 621 - 0701

1 1、契約の終了について

以下の各号に基づく契約の終了がない限り、事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 3 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 4 施設の建物の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 5 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6 利用者から契約解除の申し出があった場合（詳細は以下を参照下さい）
- 7 事業者から契約解除の申し出があった場合（詳細は以下を参照下さい）

（利用者から契約解除の申し出）

契約の有効期間中であっても、利用者からの契約解除を申し出ることができます。この場合には、契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知して下さい。

以下の事項に該当する場合には、即座に契約を解除することができます。

- （1）介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- （2）事業所の運営規定の変更に同意ができない場合
- （3）事業者もしくは職員が正当な理由なく、通所介護サービスを実施しない場合
- （3）事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- （4）事業者もしくは職員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- （5）他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（事業所から契約解除の申し出）

以下の事項に該当する場合には、事業所から契約を解除することがあります。

- （1）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （2）利用したサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催促したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合
- （3）利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （4）3ヶ月以上利用休止となられた場合

1 2、非常災害対策について

- (1) 非常災害に関する具体的計画（消防計画）に基づき、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出及び消火訓練を行い、災害時に備えています。
- (2) 地震、水害については別途定める地震・水害マニュアルに基づき、迅速に利用者の安全確保に努めます。

1 3、秘密保持

- (1) 職員は、正当な理由がなくその事実上知り得た利用者、及びその家族等の秘密を漏らしません。また事業者は、漏らさない為の必要な措置を講じます。
- (2) 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得ることとします。
- (4) その個人情報の取り扱いにあたっては、事業者及び職員は、別に定める個人情報に関する諸規則に従うものとします。

1 4、事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村、京都府等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について利用者に故意又は過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

15、個人情報の取扱いについて

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取扱いに努めます。

利用者及びその家族等の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

(1) 使用期間

通所介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 使用する目的

- ①通所介護事業の遂行のため
- ②サービス担当者会議等での介護支援専門員等との情報共有
- ③当事業所内でのカンファレンス、ミーティング
- ④関連学会、研修会での匿名下での発表
- ⑤その他官公庁等の法律法令上の照会時
- ⑥上記各号に関わらず、救急を要する時の連絡等の場合

(3) 条件

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、使用にあたっては利用者または代理人の了解を得るものとします。

16、第三者評価の実施状況について

- (1) 実施の有無 : 実施 ・ 未実施 (令和2年6月15日 現在)
- (2) 実施した直近の年月日 :
- (3) 実施評価機関名 :
- (4) 評価結果の開示状況 :

17、記録の整備

- (1) 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行います。
- (2) 利用者に対する介護等の提供に関する記録を整備し、求められれば記録の開示を行います。又、その完結の日から5年間保存します。

18、身体拘束の禁止について

利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為は行ないません。但し、利用者または他の利用者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体拘束する場合があります。この場合でも、利用者の家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めるものとします。

19、苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決総括責任者	総苑長：宮川 哲子
苦情解決責任者	管理者：星川 光
苦情受付窓口	生活相談員：橋本 大輔
第三者委員会	吉澤英樹 電話番号 075-723-7063 寺田次輝 電話番号 075-611-1937
行政機関のその他苦情受付機関	伏見区役所健康長寿推進課高齢介護保険担当 電話番号 075-611-2278
	深草支所健康長寿推進課高齢介護保険担当 電話番号 075-642-3603
	京都府国民健康保険団体連合会 電話番号 075-354-9090
	京都市においてはお住まいの区の区役所・支所福祉 介護課、他の市町村においては介護保険担当窓口

令和 年 月 日

指定通所介護サービス内容について重要事項の説明を行い、重要事項説明書を交付いたしました。

まどかⅡ番館デイサービスセンター

説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意し重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 住所 京都市

氏名

印

主介護者 住所
(代理者)

氏名

印

続柄